

法人税 確定申告書（ 年分・平成〇〇年〇月〇日 事業年度分・平成△△年△月△日 ）に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2①

					※整理番号			
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		税理士 国税 太郎 ⑨					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話（03）〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
書面作成に 係る税理士	氏 名		税理士 国税 太郎 ⑨					
	事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話（03）〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
	所属税理士会等		東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号					
税務代理権限証書の提出			☒ （ 法人税・消費税 ） ・ 無					
依 頼 者	氏名又は名称		株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇 一郎					
	住所又は事務所の所在地		東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話（03）〇〇〇〇 - 〇〇〇〇					
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。								
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項								
帳 簿 書 類 の 名 称				作成記入の基礎となった書類等				
総勘定元帳、月次試算表、貸借対照表・損益計算書、利益処分計算書（案）、勘定科目明細書、源泉徴収簿				振替伝票、現金出納帳、預金通帳、当座預金照合表、材料等棚卸表、給与明細表、請求書領収書綴、売上請求書控				
2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項								
帳 簿 書 類 の 名 称				備 考				
上記1「作成記入の基礎となった書類等」の他、議事録、受取手形記入帳、支払手形記入帳、年末調整関係書類、銀行残高証明書、作業日報								
※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年 月 日	税 理 士 名	通知年月日	予定年月日
					・ ・		・ ・	・ ・

		※整理番号															
3 計算し、整理した主な事項																	
(1)	区 分	事 項															
	売上高	工事完成基準で売上計上している請求書控を基に検証した。															
	原価	請求書により完成工事に対応するものか検証した。															
	未成工事 (仕掛工事)	請求書により来期に完成する工事分がないか確認した。あわせて労務費を日当計算により計上した。 ○月○日～ △△△の現場 日当は ×××円 × ○日分 ×××円 材料代 18,000 円×4 日分 ×××円 計 ×××円															
	販売費及び 一般管理費	消耗品費、修繕費の中に資産計上すべきものがないことを確認し、交際費の中に使途不明金・談合金等がないことも確認した。その他の経費の中にも個人的なものがないかもあわせて確認した。															
	貸倒損失	当期計上分が税法上正しいかどうか (有)A X裁判所において破産申し立て第○号事件 平成○年○月○日和解 配当×××円 債権額 ×××円 - 配当 ×××円 差引額 ×××円 (有)B 平成○年○月分残 ×××円 平成○年○月分 ×××円 平成○年○月分 ×××円 平成○年○月分 ×××円 請求残高 ×××円 最終回収日 平成○年○月 普通預金へ振り込み以後取引なし 当期で取引停止以後1年以上経過したので担保物のなしを確認し、備忘価額を1円残し計上した。															
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由															
	売上高の増加 原価の増加	新築を請負工事した。(○件 ×××円) 新築用材料及び専門外の為、外注業者に工事の依頼をした。															
	売上利益率 ○%→○%に減	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上</th> <th>原価</th> <th>粗利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> <tr> <td>新築工事</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>×××円</td> <td>×××円</td> <td>×××円(○%)</td> </tr> </tbody> </table> 一般工事も人夫請求の単価を下げて請求している、その他得意先の資金繰上値引きをする為下降している。		売上	原価	粗利	一般工事	×××円	×××円	×××円(○%)	新築工事	×××円	×××円	×××円(○%)	計	×××円	×××円
	売上	原価	粗利														
一般工事	×××円	×××円	×××円(○%)														
新築工事	×××円	×××円	×××円(○%)														
計	×××円	×××円	×××円(○%)														
(3)	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項	変 更 等															

売上高、原価、販売費及び一般管理費について、税理士が確認あるいは検討した事項を具体的に記載しており、調査省略等の参考となる。

作業日報により現場作業日もチェックした。

資本的支出と修繕費の区分損金計上の妥当性

基通 9-6-2
(事実上の貸倒)に該当

基通 9-6-3
(形式上の貸倒)に該当

貸倒損失の当期計上分について、具体的に検討した事項を記載しており、調査省略等の参考となる。

売上利益率が増減した理由について、工事区分ごとに具体的に記載しており、調査省略等の参考となる。

		※整理番号	
4 相談に応じた事項			
事 項		相 談 の 要 旨	
完成工事売上高		当期において従業員の家屋の新築工事を請負った。総原価×××円につき、売上請求額を×××円で請求。当社の従業員でもあり請求額は妥当であるか検証。 当社は、内装関係の請負が専門であり新築工事は専門外であることから大半を外注業者に頼らなければならず、ほぼ丸投げ状態である。他の建設業者の新築工事の利益率を検証したところ、上限下限はあるものの一般顧客に対して平均〇%前後であり請求額は妥当であろうと助言した。	
		従業員に対して請求した新築工事代が妥当であるかどうか具体的に検討しており、調査省略等の参考となる。	
5 その他			
○ 総合所見 毎月訪問し、証憑書類をもとに取引内容をチェックし処理方法について指導しています。決算時には改めて全ての損益科目を検討し、資産負債科目については、その残高を証憑書類と照合しました。 以上の通り、依頼者から提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の税務処理は事実に基づき正確かつ適正に行われており、証憑書類等の整理・保存状態も良好であるとみとめられます。			